区分	番号	(い)点検項目		(ろ)点検事項	(は)点検方法	(に)判定基準
	(五)		機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	給気機又は排気機の作動の状況	目視又は聴診により確認する。	運転中に異常な音又は振動があること。
	(六)		機械換気設備（中央管理方式の空気調和設備を含む。）の性能	中央管理室における制御及び作動の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
	(七)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備の設置の状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(八)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器及び配管の外観	空気調和設備及び配管の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	空気調和機器又は配管に変形、破損又は著しい腐食があること。
	(九)	中央管理方式の空気調和設備	空気調和設備の主要機器の性能	空気調和設備の運転の状況	目視又は聴診により確認する。	運転中に異常な音又は振動があること。
二 換気設備を設けるべき調理室等	(一)	自然換気設備及び機械換気設備		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(二)	自然換気設備及び機械換気設備		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	目視又は触診により確認する。	鳥の巣等により給気又は排気が妨げられていること。
	(三)	自然換気設備及び機械換気設備		排気筒及び煙突の断熱の状況	目視又は触診により確認する。	断熱材が脱落又は損傷していること。
	(四)	機械換気設備		給気機又は排気機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	機器に損傷があること、取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。
	(五)	機械換気設備		給気機又は排気機の作動の状況	目視又は聴診により確認する。	運転中に異常な音又は振動があること。
三 建築基準法第二十八条第二項又は第…	(一)	防火ダンパー等		防火ダンパーの取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成十二年建設省告示第千三百七十六号第一の規定に適合しないこと又は著しい腐食があること。
	(二)	防火ダンパー等		防火ダンパーの作動の状況	作動の状況を確認する。	ダンパーが円滑に作動しないこと。

区分	番号	(い)点検項目	(ろ)点検事項	(は)点検方法	(に)判定基準
三項に基づき換気設備が設けられた居室等	(三)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	目視又は触診により確認する。	防火ダンパー本体に破損又は著しい腐食があること。
	(四)		防火ダンパーの温度ヒューズ	目視により確認する。	適正な溶解温度の温度ヒューズを使用していないこと。
	(五)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況	発煙試験器、加熱試験器等により作動の状況を確認する。ただし、前回の点検後に同等の方法で実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	感知器と連動して作動しないこと。

別表第二中「別表第二」を「別表第二　防火設備」に改め、同表を別表第五とし、別表第一の次に次の三表を加える。

別表第二　排煙設備

		(い)点検項目		(ろ)点検事項	(は)点検方法	(に)判定基準
一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十三条第三項第二号に規定する階段室又は付室、同令第百二十六条の二第一項に規定する居室等	(一)	排煙機	排煙機の外観	排煙機の設置の状況	目視又は触診により確認する。	基礎架台の取付けが堅固でないこと又は著しい腐食があること。
	(二)	排煙機	排煙機の外観	排煙風道との接続の状況	目視により確認する。	接続部に破損又は変形があること。
	(三)	排煙機	排煙機の外観	排煙出口の周囲の状況	目視により確認する。	煙の排出を妨げる障害物があること。
	(四)	排煙機	排煙機の性能	排煙口の開放との連動起動の状況	作動の状況を確認する。	排煙口と連動して排煙機が作動しないこと。
	(五)	排煙機	排煙機の性能	作動の状況	目視又は聴診により確認する。	排煙機の運転中の電動機又は送風機に異常な音又は異常な振動があること。
	(六)	排煙機	排煙機の性能	電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況	予備電源により作動の状況を確認する。	予備電源により作動しないこと。
	(七)	排煙機	排煙機の性能	中央管理室における制御及び作動の状況	中央管理室において制御及び作動の状況を確認する。	中央管理室において制御又は作動の状況を確認できないこと。
	(八)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の周囲の状況	目視により確認する。	排煙口の周囲に開放を妨げる障害物があること。
	(九)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の外観	排煙口の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと又は著しい腐食、損傷等があること。